

年金記録の訂正に関する方針と 総務省の基本方針等との比較

年金記録の訂正に関する方針と総務省の基本方針等の関係

年金記録の訂正に関する方針	総務省の基本方針等
① 国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(厚生労働省告示) - 基本的考え方 - 原簿の訂正手続 - 判断の基準 など	年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針(総務大臣決定) - 基本的考え方 - 運営の考え方及び手続 - 判断の基準 など
② 国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領(通知) - 訂正請求に関する事務取扱 - 請求者の範囲(別紙1)、対象記録(別紙2) - 調査対象・調査事項の例(別紙3)	別表1 調査対象・調査事項の例
③ 訂正請求認定基準・要領(通知) - 訂正の要否を判断するに当たっての考え方 - 訂正請求を認める基準 - 基本的に申立を認める方向で検討する事情の例 - 肯定的な関連資料及び周辺事情の例	別表2 - 肯定的な関連資料及び周辺事情の例 別表3 - 基本的に申立を認める方向で検討する事情の例
④ 年金事務所段階における訂正処理基準・要領(通知) - 厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正基準 など - 災害等による被保険者記録の滅失した場合、資格喪失日が確認できない場合に係る訂正基準 ⑤ 厚生年金特例法施行規則第1条又は第22条に規定する場合(省令)	〔日本年金機構段階で訂正を行うための基準〕 ■ 年金事務所段階における年金記録の訂正(保険者が定めた回復基準) ■ 厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当する事案等に関する意見(総務省の包括的意見)
■ 日本年金機構が訂正手続によらずとも訂正する場合 災害等による被保険者記録の滅失した場合、資格喪失日が確認できない場合	■ 日本年金機構が自ら記録を訂正している場合 災害等による被保険者記録の滅失した場合、資格喪失日が確認できない場合

総務省第三者委員会における審議結果等を踏まえた記述の充実